



愛媛労働局発表
平成 27 年 11 月 27 日（金）

愛媛労働局
職業安定部職業対策課
課 長 濱木 一明
課 長 補 佐 西口 千年
地方障害者雇用担当官 森田 泰
（電話） 0 8 9 - 9 4 1 - 2 9 4 0

平成 27 年 障害者雇用状況の集計結果（平成 27 年 6 月 1 日現在）

- 企業の障害者実雇用率は 1.82% （前年同期 1.74%）
- 雇用率達成企業割合は 48.6% （前年同期 47.0%）

低迷する愛媛県内の障害者雇用率の改善を図るため、愛媛県及び愛媛県教育委員会と連携した取り組みを行います（別紙）

愛媛労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 27 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

< 民間企業 >（法定雇用率 2.0%）

- ・雇用障害者数は 2,979.5 人、対前年 6.7%（186.0 人）増加
- ・実雇用率は 1.82%（対前年比 0.08 ポイント上昇）【全国第 40 位（同率）】
- ・法定雇用率達成企業の割合は 48.6%（前年比 1.6 ポイント上昇）【全国第 40 位】

< 公的機関 >（法定雇用率 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%）

- ・県 の 機 関：雇用障害者数 126.0 人（128.0 人）、実雇用率 2.29%（2.32%）
- ・県教育委員会：雇用障害者数 191.0 人（192.0 人）、実雇用率 2.21%（2.20%）
- ・市町等の機関：雇用障害者数 355.0 人（347.0 人）、実雇用率 2.45%（2.39%）

< 独立行政法人等 >（法定雇用率 2.3%）

- ・雇用障害者数 50.0 人（48.0 人）、実雇用率 2.29%（2.20%）
- ＊（ ）は平成 26 年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は 2,979.5人で、前年より6.7%（186.0人）増加した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2,064.5人（対前年比3.7%増）、知的障害者は692.5人（同6.7%増）、精神障害者は222.5人（同45.0%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の1.82%（前年は1.74%）、法定雇用率達成企業の割合は48.6%（同47.0%）であった。

（資料 P 1 ～ 3）

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満で458.5人（前年は402.0人）、100～300人未満で958.0人（同892.5人）、300～500人未満で384.5人（同368.5人）、500～1,000人未満で591.5人（534.0人）、1,000人以上で587.0人（同596.5人）であり、1,000人以上を除き前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、1,000人以上において1.94%（前年は1.97%）となり、前年より低下したが、その他の規模では上昇した。
また、民間企業全体の実雇用率 1.82%と比較すると、
→ 300～500人未満で1.96%、500～1,000人未満で1.91%、1,000人以上で1.94%となり、上回った。
→ 50～100人未満で1.61%、100～300人未満で1.76%となり、下回った。
- ・ 法定雇用率未達成企業の割合は、50～100人未満で53.1%（昨年は55.5%）、100～300人未満で48.6%（同49.6%）、300～500人未満で48.3%（同50.0%）となり低下した。500～1,000人未満で60.8%（同60.4%）となり上昇した。1,000人以上では50.0%で同率となった。

（資料 P 2）

○ 産業別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数を産業別にみると、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」などで増加し、「生活関連サービス業、娯楽業」及び「教育、学習支援業」で減少した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（2.46%）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（2.01%）で法定雇用率を上回っている。

（資料 P 3）

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成27年の法定雇用率未達成企業は468社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が339社（72.4%）、1.5人以上不足である企業が129社（27.6%）となっている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、59.0%となっている。

（資料P 2・3）

2 公的機関における在職状況

（1）県の機関（法定雇用率2.3%）

県の機関に在職している障害者の数は126.0人で、前年より1.6%（2.0人）減少し、実雇用率は2.29%と、前年に比べ0.03ポイント低下した。

知事部局及び県公営企業管理局で達成しているが、県警察本部は、未達成。

（資料P 4）

（2）県教育委員会（法定雇用率2.2%）

県教育委員会に在職している障害者の数は191.0人で、前年より0.5%（1.0人）減少し、実雇用率は2.21%となり、前年に比べ0.01ポイント上昇した。

（資料P 4）

（3）市町等の機関（法定雇用率2.3%）

市町等の機関に在職している障害者の数は355.0人で、前年より2.3%（8.0人）増加し、実雇用率は2.45%と、前年に比べ0.06ポイント上昇した。

38機関中34機関が達成。

（資料P 5）

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は50.0人で、前年より4.2%（2.0人）増加しており、実雇用率は2.29%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

（資料P 4）

平成 27 年度障害者雇用率改善プラン (愛媛県内企業の障害者雇用率改善のための取組について)

愛媛県及び愛媛労働局は、強力な連携のもと、低迷する県内の障害者雇用率の改善を図るため、次の取組を行う。

1 愛媛県と愛媛労働局との連携強化による取組

(1) 経済団体及び地域に影響力のある企業への働きかけ

愛媛県と愛媛労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障害者雇用についての情報発信を行うとともに、経済団体及び地域の主要企業に対して、県と労働局の幹部等が合同で働きかけを行う。

(2) 県内障害者雇用対象全企業に対する障害者雇用要請文の送付

愛媛県知事、愛媛県教育委員会教育長及び労働局長名による障害者雇用要請文を県内障害者雇用対象企業に送付する。(雇用率達成企業及び同未達成企業)

(3) 特別支援学校等との連携

ア 「平成 27 年度愛媛のえひめ特別支援学校技能検定」(県教育委員会主催)の見学会を兼ねた「障害者雇用促進セミナー」(県・局共催)を同一会場で実施する。

イ 特別支援学校が実施する職業教育の現場を直接見学することにより、障害者雇用の理解と関心を高め、今後の障害者雇用に向けてのきっかけ作りとするため、特別支援学校が開催する「学校公開セミナー」等について、各ハローワークを通じて周知を図る。

(4) 一層の連携強化

県経済労働部と局職業安定部による連絡会を定期的に行い、障害者雇用率の進捗状況や以下の愛媛県の取組についての情報を共有しつつ、労働局及びハローワークが全面的に協力するなど一層の連携強化に取り組み、障害者雇用に繋げることとする。

- ① 障害者雇用に繋がるきめ細かな実習訓練機会の創出
- ② 障害者訓練から雇用に繋げる就労支援体制の整備
- ③ 特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実

- ④ 雇用率未達成企業を中心とした職場見学・現場実習受入企業の開拓並びに情報収集及び提供

2 愛媛労働局とハローワークの就職支援等の取組の強化

(1) 県内自治体の首長に対する要請

労働局長、職業安定部長が県内自治体の首長を訪問し、地元企業の障害者雇用についての働きかけを要請する。

(2) 雇用義務企業への職業紹介及び定着支援の強化

ア 障害者雇用率の改善を図るため、平成27年6月1日現在の全国平均雇用率以上を目標に、その達成を目指した就職件数を設定し、障害者雇用数等の進捗管理を徹底する。

イ 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）他関係機関との連携を深め、チーム支援による就職支援、定着支援等の取組を強化する。

ウ 各ハローワークにおいて、雇用率未達成企業を中心に障害者就職面接会等（ミニ面接会を含む。）を開催し、障害者雇用の促進を図る。

(3) 労働局とハローワークによる雇用率達成指導の強化

全ての雇用率未達成企業について、所長等による雇用率達成指導（訪問指導又は呼び出し指導）を行う。

なお、地域に影響力のある主要企業や障害者の雇入れに関する計画期間中の企業等に対しては、ハローワークと連携の上、労働局長をはじめとした局幹部による訪問指導等を行う。

障 害 者 実 雇 用 率 の 推 移

愛媛労働局

年	企業数	常用労働者数（人）	障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業割合(%)	
					全国		全国
昭和53年	374	71,710	1,096	1.53	1.11	62.3	52.1
昭和54年	398	74,653	1,111	1.49	1.12	59.0	52.0
昭和55年	406	77,239	1,178	1.53	1.13	61.3	51.6
昭和56年	415	80,131	1,279	1.60	1.18	63.1	53.4
昭和57年	420	81,557	1,275	1.56	1.22	62.6	53.8
昭和58年	418	81,635	1,229	1.51	1.23	59.6	53.5
昭和59年	428	83,979	1,275	1.52	1.25	60.7	53.6
昭和60年	442	86,947	1,345	1.55	1.26	65.6	53.5
昭和61年	440	86,921	1,345	1.55	1.26	65.0	53.8
昭和62年	433	85,556	1,323	1.55	1.26	66.1	53.0
昭和63年	471	89,614	1,398	1.56	1.31	63.5	51.5
平成元年	495	93,419	1,528	1.64	1.32	68.9	51.6
平成2年	512	97,775	1,611	1.65	1.32	67.8	52.2
平成3年	524	99,325	1,634	1.65	1.32	68.1	51.8
平成4年	566	104,627	1,689	1.61	1.36	67.1	51.9
平成5年	581	107,421	1,750	1.63	1.41	66.3	51.4
平成6年	592	109,257	1,744	1.60	1.44	63.3	50.4
平成7年	572	108,228	1,716	1.59	1.45	64.3	50.6
平成8年	571	108,908	1,727	1.59	1.47	63.7	50.5
平成9年	557	110,050	1,725	1.57	1.47	63.2	50.2
平成10年	574	113,706	1,794	1.58	1.48	61.1	50.1
平成11年	630	117,329	1,866	1.59	1.49	57.8	44.7
平成12年	623	115,866	1,827	1.58	1.49	55.5	44.3
平成13年	587	112,908	1,746	1.55	1.49	53.3	43.7
平成14年	614	115,959	1,695	1.46	1.47	49.8	42.5
平成15年	627	121,839	1,851	1.52	1.48	51.2	42.5
平成16年	679	131,024	1,986	1.52	1.46	49.6	41.7
平成17年	692	134,049	2,037	1.52	1.49	48.6	42.5
平成18年	695	136,398	2,118	1.55	1.52	51.7	43.4
平成19年	728	140,105	2,251.0	1.61	1.55	51.8	43.8
平成20年	714	140,902	2,327.5	1.65	1.59	54.5	44.9
平成21年	728	141,172	2,339.0	1.66	1.63	52.3	45.5
平成22年	734	138,398	2,333.0	1.69	1.68	52.5	47.0
平成23年	780	153,190	2,515.0	1.64	1.65	48.2	45.3
平成24年	789	154,398.0	2,642.5	1.71	1.69	50.8	46.8
平成25年	889	160,848.5	2,789.0	1.73	1.76	43.9	42.7
平成26年	902	160,583.0	2,793.5	1.74	1.82	47.0	44.7
平成27年	911	163,940.0	2,979.5	1.82	1.88	48.6	47.2

- ・ 各年とも6月1日現在
- ・ 企業規模(昭和52年～62年67人以上、昭和63年～平成10年63人以上、平成11年から56人以上、平成25年から50人以上規模)
- ・ 常用労働者数は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数
- ・ 障害者数は、次の合計数
 - ～昭和62年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 昭和63年～平成4年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者
 - 平成5年 ～＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)重度障害者(身体、知的)の短時間労働者
- ・ 法定雇用率 1.8% (平成10年7月1日から)
- ・ 平成18年4月1日～精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・ 平成22年7月1日～重度以外身体及び知的障害者の短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・ 法定雇用率 2.0% (平成25年4月1日から)

民間企業における障害者雇用状況（規模別）

平成27年6月1日現在

愛媛労働局

規模別	年	企業数	常用労働者 総数	法定雇用 障害者数 の算定の 基礎となる 労働者数	障 害 者 数														実雇 用率 (%)	不足数 (人)	雇用率未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足	
					イ 重度 身体	ロ 重度 以外 身体	ハ 短時間 重度 身体	ニ 短時間 重度 以外 身体	ホ 重度 知的	ヘ 重度 以外 知的	ト 短時間 重度 知的	チ 短時間 重度 以外 知的	リ 精神	ヌ 短時間 精神	ル 身体計 (イ×2＋ ロ＋ハ＋ ニ×0.5)	ヲ 知的計 (ホ×2 ＋ヘ＋ ト＋チ ×0.5)	ワ 精神計 (リ＋ヌ ×0.5)	カ 合計 (ル＋ヲ ＋ワ)			企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)
					力	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	力/b		c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a
50人 ～100人未満	27年	420	29,552.5	28,553.5	66	125	41	31	9	71	0	20	19	54	313.5	99.0	46.0	458.5	1.61	218.5	223	53.1	214	51.0	223	53.1	0	0.0
	26年	431	30,420.0	29,185.0	65	138	14	12	13	65	1	12	11	10	288.0	98.0	16.0	402.0	1.38	232.5	239	55.5	226	52.4	239	55.5	0	0.0
	増減	▲ 11	▲ 867.5	▲ 631.5	1	▲ 13	27	19	▲ 4	6	▲ 1	8	8	44	25.5	1.0	30.0	56.5	0.23	▲ 14.0	▲ 16	▲ 2.4	▲ 12	▲ 1.4	▲ 16	▲ 2.4	0	0.0
100人 ～300人未満	27年	370	59,190.0	54,517.0	154	264	55	47	18	121	12	135	46	50	650.5	236.5	71.0	958.0	1.76	277.5	180	48.6	62	16.8	94	25.4	86	23.2
	26年	351	56,056.5	51,549.5	143	253	45	54	16	111	12	126	38	51	611.0	218.0	63.5	892.5	1.73	277.0	174	49.6	65	18.5	81	23.1	93	26.5
	増減	19	3,133.5	2,967.5	11	11	10	▲ 7	2	10	0	9	8	▲ 1	39.5	18.5	7.5	65.5	0.03	0.5	6	▲ 1.0	▲ 3	▲ 1.7	13	2.3	▲ 7	▲ 3.3
300人 ～500人未満	27年	58	21,555.5	19,584.5	80	104	17	14	4	55	3	23	13	12	288.0	77.5	19.0	384.5	1.96	66.0	28	48.3	0	0.0	9	15.5	19	32.8
	26年	60	22,330.0	20,401.0	70	110	17	17	7	51	2	18	11	12	275.5	76.0	17.0	368.5	1.81	72.0	30	50.0	0	0.0	9	15.0	21	35.0
	増減	▲ 2	▲ 774.5	▲ 816.5	10	▲ 6	0	▲ 3	▲ 3	4	1	5	2	0	12.5	1.5	2.0	16.0	0.15	▲ 6.0	▲ 2	▲ 1.7	0	0.0	0	0.5	▲ 2	▲ 2.2
500人 ～1000人未満	27年	51	33,899.0	30,961.0	115	164	21	12	15	86	4	27	25	24	421.0	133.5	37.0	591.5	1.91	72.5	31	60.8	0	0.0	13	25.5	18	35.3
	26年	48	32,133.5	29,236.5	109	145	20	13	16	77	4	22	10	21	389.5	124.0	20.5	534.0	1.83	94.5	29	60.4	0	0.0	3	6.3	26	54.2
	増減	3	1,765.5	1,724.5	6	19	1	▲ 1	▲ 1	9	0	5	15	3	31.5	9.5	16.5	57.5	0.08	▲ 22.0	2	0.4	0	0.0	10	19.2	▲ 8	▲ 18.9
1000人以上	27年	12	30,723.0	30,324.0	115	149	8	9	10	117	0	18	43	13	391.5	146.0	49.5	587.0	1.94	36.5	6	50.0	0	0.0	0	0.0	6	50.0
	26年	12	30,594.0	30,211.0	131	151	9	10	9	107	0	16	29	15	427.0	133.0	36.5	596.5	1.97	35.0	6	50.0	0	0.0	0	0.0	6	50.0
	増減	0	129.0	113.0	▲ 16	▲ 2	▲ 1	▲ 1	1	10	0	2	14	▲ 2	▲ 35.5	13.0	13.0	▲ 9.5	▲ 0.03	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	27年	911	174,920.0	163,940.0	530	806	142	113	56	450	19	223	146	153	2064.5	692.5	222.5	2,979.5	1.82	671.0	468	51.4	276	30.3	339	37.2	129	14.2
	26年	902	171,534.0	160,583.0	518	797	105	106	61	411	19	194	99	109	1991.0	649.0	153.5	2,793.5	1.74	711.0	478	53.0	291	32.3	332	36.8	146	16.2
	増減	9	3,386.0	3,357.0	12	9	37	7	▲ 5	39	0	29	47	44	73.5	43.5	69.0	186.0	0.08	▲ 40.0	▲ 10	▲ 1.6	▲ 15	▲ 2.0	7	0.4	▲ 17	▲ 2.0

(注)各年とも6月1日現在。

民間企業における障害者雇用状況（産業別）

平成27年6月1日現在

愛媛労働局

産業別	年	企業数	常用労働者総数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 b	障 害 者 数														実雇用率 （%）	不足数 （人）	雇用率未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足	
					イ 重度 身体	ロ 重度 以外 身体	ハ 短時間 重度 身体	ニ 短時間 重度 以外 身体	ホ 重度 知的	ヘ 重度 以外 知的	ト 短時間 重度 知的	チ 短時間 重度 以外 知的	リ 精神	ヌ 短時間 精神	ル 身体計 （イ×2 ＋ロ＋ ハ＋ニ ×0.5）	ヲ 知的計 （ホ×2 ＋ヘ＋ ト＋チ ×0.5）	ワ 精神計 （リ＋ヌ ×0.5）	カ 合計 （ル＋ヲ ＋ワ）			企業数	割合 （%）	企業数	割合 （%）	企業数	割合 （%）	企業数	割合 （%）
		a																	力/b		c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a
D 建設業(6-8)	27年	19	3,180.0	2,591.0	12	12	0	0	0	1	0	0	0	0	36.0	1.0	0.0	37.0	1.43	15.0	14	73.7	9	47.4	13	68.4	1	5.3
	26年	21	3,324.0	2,702.0	9	14	0	0	0	0	0	0	0	0	32.0	0.0	0.0	32.0	1.18	19.0	14	66.7	11	52.4	10	47.6	4	19.0
	増減	▲ 2	▲ 144.0	▲ 111.0	3	▲ 2	0	0	0	1	0	0	0	0	4.0	1.0	0.0	5.0	0.25	▲ 4.0	0	7.0	▲ 2	▲ 5.0	3	20.8	▲ 3	▲ 13.7
E 製造業(9-32)	27年	266	51,404.5	51,019.5	168	282	13	6	19	125	0	11	45	8	634.0	168.5	49.0	851.5	1.67	190.5	125	47.0	77	28.9	97	36.5	28	10.5
	26年	270	50,503.0	50,134.0	177	279	8	8	23	117	0	12	25	5	645.0	169.0	27.5	841.5	1.68	194.5	129	47.8	75	27.8	96	35.6	33	12.2
	増減	▲ 4	901.5	885.5	▲ 9	3	5	▲ 2	▲ 4	8	0	▲ 1	20	3	▲ 11.0	▲ 0.5	21.5	10.0	▲ 0.01	▲ 4.0	▲ 4	▲ 0.8	2	1.1	1	0.9	▲ 5	▲ 1.7
G 情報通信業(37-41)	27年	17	2,018.5	2,016.5	6	5	0	0	0	0	0	0	4	0	17.0	0.0	4.0	21.0	1.04	14.0	9	52.9	5	29.4	6	35.3	3	17.6
	26年	19	2,082.0	2,079.0	5	5	1	0	0	0	0	0	3	1	16.0	0.0	3.5	19.5	0.94	14.5	9	47.4	6	31.6	5	26.3	4	21.1
	増減	▲ 2	▲ 63.5	▲ 62.5	1	0	▲ 1	0	0	0	0	0	1	▲ 1	1.0	0.0	0.5	1.5	0.10	▲ 0.5	0	5.5	▲ 1	▲ 2.2	1	9.0	▲ 1	▲ 3.5
H 運輸業、郵便業(42-49)	27年	56	11,863.5	9,060.5	29	56	6	4	0	4	0	0	7	1	122.0	4.0	7.5	133.5	1.47	51.5	33	58.9	19	33.9	23	41.1	10	17.9
	26年	57	11,634.5	8,861.5	32	58	1	2	0	3	0	0	2	2	124.0	3.0	3.0	130.0	1.47	54.5	35	61.4	23	40.4	27	47.4	8	14.0
	増減	▲ 1	229.0	199.0	▲ 3	▲ 2	5	2	0	1	0	0	5	▲ 1	▲ 2.0	1.0	4.5	3.5	0.00	▲ 3.0	▲ 2	▲ 2.5	▲ 4	▲ 6.5	▲ 4	▲ 6.3	2	3.9
I 卸売業、小売業(50-61)	27年	139	32,152.0	32,152.0	72	104	19	32	23	172	0	44	31	23	283.0	240.0	42.5	565.5	1.76	127.0	89	64.0	57	41.0	56	40.3	33	23.7
	26年	136	31,744.5	31,744.5	69	106	24	37	24	167	0	32	23	20	286.5	231.0	33.0	550.5	1.73	133.5	88	64.7	53	39.0	54	39.7	34	25.0
	増減	3	407.5	407.5	3	▲ 2	▲ 5	▲ 5	▲ 1	5	0	12	8	3	▲ 3.5	9.0	9.5	15.0	0.03	▲ 6.5	1	▲ 0.7	4	2.0	2	0.6	▲ 1	▲ 1.3
J 金融業、保険業(62-67)	27年	13	7,208.5	7,208.5	38	40	3	1	0	7	0	0	10	0	119.5	7.0	10.0	136.5	1.89	8.5	6	46.2	3	23.1	4	30.8	2	15.4
	26年	12	7,145.0	7,145.0	39	40	4	2	0	1	0	1	7	2	123.0	1.5	8.0	132.5	1.85	11.0	6	50.0	5	41.7	3	25.0	3	25.0
	増減	1	63.5	63.5	▲ 1	0	▲ 1	▲ 1	0	6	0	▲ 1	3	▲ 2	▲ 3.5	5.5	2.0	4.0	0.04	▲ 2.5	0	▲ 3.8	▲ 2	▲ 18.6	1	5.8	▲ 1	▲ 9.6
L 学術研究、専門・技術サービス業(71-74)	27年	14	2,030.0	2,030.0	8	10	1	1	0	0	0	0	2	0	27.5	0.0	2.0	29.5	1.45	12.0	9	64.3	5	35.7	7	50.0	2	14.3
	26年	16	2,072.0	2,072.0	6	10	2	2	0	0	0	0	2	0	25.0	0.0	2.0	27.0	1.30	14.5	12	75.0	8	50.0	10	62.5	2	12.5
	増減	▲ 2	▲ 42.0	▲ 42.0	2	0	▲ 1	▲ 1	0	0	0	0	0	0	2.5	0.0	0.0	2.5	0.15	▲ 2.5	▲ 3	▲ 10.7	▲ 3	▲ 14.3	▲ 3	▲ 12.5	0	1.8
M 宿泊業、飲食サービス業(75-77)	27年	32	3,705.5	3,705.5	9	11	5	3	0	19	0	4	2	1	35.5	21.0	2.5	59.0	1.59	20.5	17	53.1	13	40.6	12	37.5	5	15.6
	26年	31	3,690.5	3,690.5	9	10	2	4	0	14	0	2	1	0	32.0	15.0	1.0	48.0	1.30	22.5	18	58.1	14	45.2	14	45.2	4	12.9
	増減	1	15.0	15.0	0	1	3	▲ 1	0	5	0	2	1	1	3.5	6.0	1.5	11.0	0.29	▲ 2.0	▲ 1	▲ 5.0	▲ 1	▲ 4.6	▲ 2	▲ 7.7	1	2.7
N 生活関連サービス業、娯楽業(78-80)	27年	36	4,929.0	4,929.0	10	19	3	1	3	24	1	3	2	0	42.5	32.5	2.0	77.0	1.56	43.0	25	69.4	15	41.7	15	41.7	10	27.8
	26年	33	4,591.0	4,591.0	13	16	4	1	2	22	1	5	3	0	46.5	29.5	3.0	79.0	1.72	32.5	22	66.7	12	36.4	16	48.5	6	18.2
	増減	3	338.0	338.0	▲ 3	3	▲ 1	0	1	2	0	▲ 2	▲ 1	0	▲ 4.0	3.0	▲ 1.0	▲ 2.0	▲ 0.16	10.5	3	2.7	3	5.3	▲ 1	▲ 6.8	4	9.6
O 教育、学習支援業(81-82)	27年	14	2,456.0	2,194.0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	15.0	0.0	0.0	15.0	0.68	26.0	12	85.7	7	50.0	6	42.9	6	42.9
	26年	14	2,403.0	2,155.0	7	5	0	1	0	0	0	0	0	0	19.5	0.0	0.0	19.5	0.90	21.5	11	78.6	7	50.0	6	42.9	5	35.7
	増減	0	53.0	39.0	▲ 2	0	0	▲ 1	0	0	0	0	0	0	▲ 4.5	0.0	0.0	▲ 4.5	▲ 0.22	4.5	1	7.1	0	0.0	0	0.0	1	7.2
P 医療、福祉(83-85)	27年	224	38,291.5	31,787.5	122	172	80	59	4	75	17	154	21	116	525.5	177.0	79.0	781.5	2.46	115.0	94	42.0	48	21.4	74	33.0	20	8.9
	26年	219	37,286.5	30,744.5	105	168	51	46	4	65	17	139	19	73	452.0	159.5	55.5	667.0	2.17	136.5	104	47.5	61	27.9	75	34.2	29	13.2
	増減	5	1,005.0	1,043.0	17	4	29	13	0	10	0	15	2	43	73.5	17.5	23.5	114.5	0.29	▲ 21.5	▲ 10	▲ 5.5	▲ 13	▲ 6.5	▲ 1	▲ 1.2	▲ 9	▲ 4.3
Q 複合サービス事業(86-87)	27年	17	6,407.5	6,407.5	22	42	3	1	3	3	0	1	9	0	89.5	9.5	9.0	108.0	1.69	21.5	10	58.8	1	5.9	4	23.5	6	35.3
	26年	17	6,542.5	6,542.5	22	36	2	0	3	2	0	0	6	0	82.0	8.0	6.0	96.0	1.47	31.0	10	58.8	1	5.9	2	11.8	8	47.1
	増減	0	▲ 135.0	▲ 135.0	0	6	1	1	0	1	0	1	3	0	7.5	1.5	3.0	12.0	0.22	▲ 9.5	0	0.0	0	0.0	2	11.7	▲ 2	▲ 11.8
R サービス業（他に分類されないもの）(88-96)	27年	48	7,135.5	6,729.5	26	32	9	5	3	15	1	6	13	4	95.5	25.0	15.0	135.5	2.01	15.5	15	31.3	9	18.8	13	27.1	2	4.2
	26年	42	6,510.5	6,142.5	22	38	5	3	4	14	1	3	8	6	88.5	24.5	11.0	124.0	2.02	15.5	11	26.2	7	16.7	6	14.3	5	11.9
	増減	6	625.0	587.0	4	▲ 6	4	2	▲ 1	1	0	3	5	▲ 2	7.0	0.5	4.0	11.5	▲ 0.01	0.0	4	5.1	2	2.1	7	12.8	▲ 3	▲ 7.7
合計	27年	911	174,920.0	163,940.0	530	806	142	113	56	450	19	223	146	153	2,064.5	692.5	222.5	2,979.5	1.82	671.0	468	51.4	276	30.3	339	37.2	129	14.2
	26年	902	171,534.0	160,583.0	518	797	105	106	61	411	19	194	99	109	1,991.0	649.0	153.5	2,793.5	1.74	711.0	478	53.0	291	32.3	332	36.8	146	16.2
	増減	9	3,386.0	3,357.0	12	9	37	7	▲ 5	39	0	29	47	44	73.5	43.5	69.0	186.0	0.08	▲ 40.0	▲ 10	▲ 1.6	▲ 15	▲ 2.0	7	0.4	▲ 17	▲ 2.0

（注）各年とも6月1日現在。合計には、企業数が10未満のため掲載しなかったA 農業、林業(1-2)、F 電気・ガス・熱供給・水道業(33-36)、K 不動産業、物品賃貸業(68-70)を含む。

県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	27年	5,501.0	126.0	2.29	1.0	
	26年	5,506.5	128.0	2.32	1.0	
	増減	▲5.5	▲2.0	▲0.03	0.0	
愛媛県知事部局	27年	4,121.0	95.0	2.31	0.0	
	26年	4,147.0	96.0	2.31	0.0	
	増減	▲26.0	▲1.0	0.00	0.0	
愛媛県警察本部	27年	429.0	8.0	1.86	1.0	
	26年	439.0	9.0	2.05	1.0	
	増減	▲10.0	▲1.0	▲0.19	0.0	
愛媛県公営企業 管理局	27年	951.0	23.0	2.42	0.0	
	26年	920.5	23.0	2.50	0.0	
	増減	30.5	0.0	▲0.08	0.0	

(注) 各年とも6月1日現在。以下同じ。

県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.2%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
愛媛県教育委員会	27年	8,641.5	191.0	2.21	0.0	
	26年	8,720.5	192.0	2.20	0.0	
	増減	▲79.0	▲1.0	0.01	0.0	

独立行政法人等の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	27年	2,188.0	50.0	2.29	1.0	
	26年	2,182.0	48.0	2.20	1.0	
	増減	6.0	2.0	0.09	0.0	
国立大学法人 愛媛大学	27年	2,133.5	48.0	2.25	1.0	注4
	26年	2,128.5	47.0	2.21	1.0	
	増減	5.0	1.0	0.04	0.0	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	27年	54.5	2.0	3.67	0.0	
	26年	53.5	1.0	1.87	0.0	
	増減	1.0	1.0	1.80	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 国立大学法人愛媛大学は、平成27年8月1日現在、障害者不足数0.0人となっている。

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数(人)	備考
平成27年	14,517.0	355.0	2.45	14.0	
平成26年	14,535.0	347.0	2.39	19.5	
増減	▲18.0	8.0	0.06	▲5.5	
松山市	2,364.5	56.0	2.37	0.0	
伊予市	394.5	10.0	2.53	0.0	
東温市	402.0	10.0	2.49	0.0	
今治市	1,215.0	28.0	2.30	0.0	
八幡浜市	429.0	14.0	3.26	0.0	
西予市	609.0	14.0	2.30	0.0	
宇和島市	914.0	22.0	2.41	0.0	
新居浜市	878.0	23.0	2.62	0.0	
西条市	663.0	16.0	2.41	0.0	
四国中央市	800.5	19.0	2.37	0.0	
大洲市	542.0	16.0	2.95	0.0	
久万高原町	268.0	8.0	2.99	0.0	
松前町	225.0	6.0	2.67	0.0	
砥部町	161.0	4.0	2.48	0.0	
上島町	240.0	6.0	2.50	0.0	
伊方町	172.0	5.0	2.91	0.0	
松野町	144.0	4.0	2.78	0.0	
鬼北町	135.0	5.0	3.70	0.0	
愛南町	342.0	8.0	2.34	0.0	
内子町	216.0	7.0	3.24	0.0	
松山市教育委員会	458.5	14.0	3.05	0.0	
伊予市教育委員会	120.5	3.0	2.49	0.0	
松前町教育委員会	68.0	2.0	2.94	0.0	
砥部町教育委員会	45.0	1.0	2.22	0.0	
今治市教育委員会	212.5	5.0	2.35	0.0	
八幡浜市教育委員会	44.0	2.0	4.55	0.0	
西予市教育委員会	108.0	1.0	0.93	1.0	
宇和島市教育委員会	322.5	6.0	1.86	1.0	
新居浜市教育委員会	294.0	7.5	2.55	0.0	
西条市教育委員会	143.0	4.0	2.80	0.0	
四国中央市教育委員会	171.0	4.0	2.34	0.0	
大洲市教育委員会	76.0	4.0	5.26	0.0	
愛南町教育委員会	95.0	2.0	2.11	0.0	
内子町教育委員会	71.0	2.0	2.82	0.0	
松山市公営企業局	119.5	3.0	2.51	0.0	
松山市広域福祉施設事務組合	113.0	0.0	0.00	2.0	
宇和島市病院局	357.0	10.5	2.94	0.0	
宇和島地区広域事務組合	584.0	3.0	0.51	10.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

障 害 者 の 登 録 状 況

愛媛労働局

年度	登 録 者 数							有 効 求 職 者 数							就 業 者 数							保 留 中 の 者							
	身体 障害者	うち 重度	知的 障害者	うち 重度	精神 障害者	その他 障害者		身体 障害者	うち 重度	知的 障害者	うち 重度	精神 障害者	その他 障害者		身体 障害者	うち 重度	知的 障害者	うち 重度	精神 障害者	その他 障害者		身体 障害者	うち 重度	知的 障害者	うち 重度	精神 障害者	その他 障害者		
平成26年度	9,604	4,385	2,013	2,764	283	2,209	246	2,353	956	421	434	39	853	110	6,416	3,099	1,404	2,162	219	1,042	113	835	330	188	168	25	314	23	
平成26年度 (10月末現在)	9,315	4,342	1,993	2,666	282	2,084	223	2,254	957	429	402	39	798	97	6,229	3,044	1,372	2,108	219	975	102	832	341	192	156	24	311	24	
平成27年度 (10月末現在)	10,041	4,498	2,073	2,816	280	2,443	284	2,661	1,063	484	440	31	1,022	136	6,548	3,086	1,397	2,211	223	1,126	125	832	349	192	165	26	295	23	
	増減数	726	156	80	150	▲2	359	61	407	106	55	38	▲8	224	39	319	42	25	103	4	151	23	0	8	0	9	2	▲16	▲1
	増減率 (%)	7.8	3.6	4.0	5.6	▲0.7	17.2	27.4	18.1	11.1	12.8	9.5	▲20.5	28.1	40.2	5.1	1.4	1.8	4.9	1.8	15.5	22.5	0.0	2.3	0.0	5.8	8.3	▲5.1	▲4.2

障 害 者 の 職 業 紹 介 状 況

年度	新 規 求 職 申 込 件 数							紹 介 件 数							就 職 件 数							新 規 登 録 者 数							
	身体障害者			知的障害者		精神障害者	その他障害者	身体障害者			知的障害者		精神障害者	その他障害者	身体障害者			知的障害者		精神障害者	その他障害者	身体障害者			知的障害者		精神障害者	その他障害者	
	うち重度			うち重度				うち重度			うち重度				うち重度			うち重度				うち重度			うち重度				
平成26年度	1,816	637	265	305	16	784	90	3,201	1,052	460	396	14	1,612	141	1,042	349	165	228	12	425	40	940	293	134	167	6	415	65	
平成26年度 (10月末現在)	1,059	404	173	139	10	465	51	1,806	582	282	185	5	952	87	625	212	104	128	7	262	23	540	191	90	56	3	256	37	
平成27年度 (10月末現在)	1,150	408	183	155	7	511	76	1,810	602	237	186	9	922	100	656	222	98	128	9	278	28	564	172	75	68	1	274	50	
	増減数	91	4	10	16	▲3	46	25	4	20	▲45	1	4	▲30	13	31	10	▲6	0	2	16	5	24	▲19	▲15	12	▲2	18	13
	増減率 (%)	8.6	1.0	5.8	11.5	▲30.0	9.9	49.0	0.2	3.4	▲16.0	0.5	80.0	▲3.2	14.9	5.0	4.7	▲5.8	0.0	28.6	6.1	21.7	4.4	▲9.9	▲16.7	21.4	▲66.7	7.0	35.1

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業		{ 一般の民間企業 2. 0 % (50人以上規模の企業) 特殊法人等 2. 3 % { 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等 }
○ 国、地方公共団体		2. 3 % (43.5人以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会		2. 2 % (45.5人以上規模の機関)

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

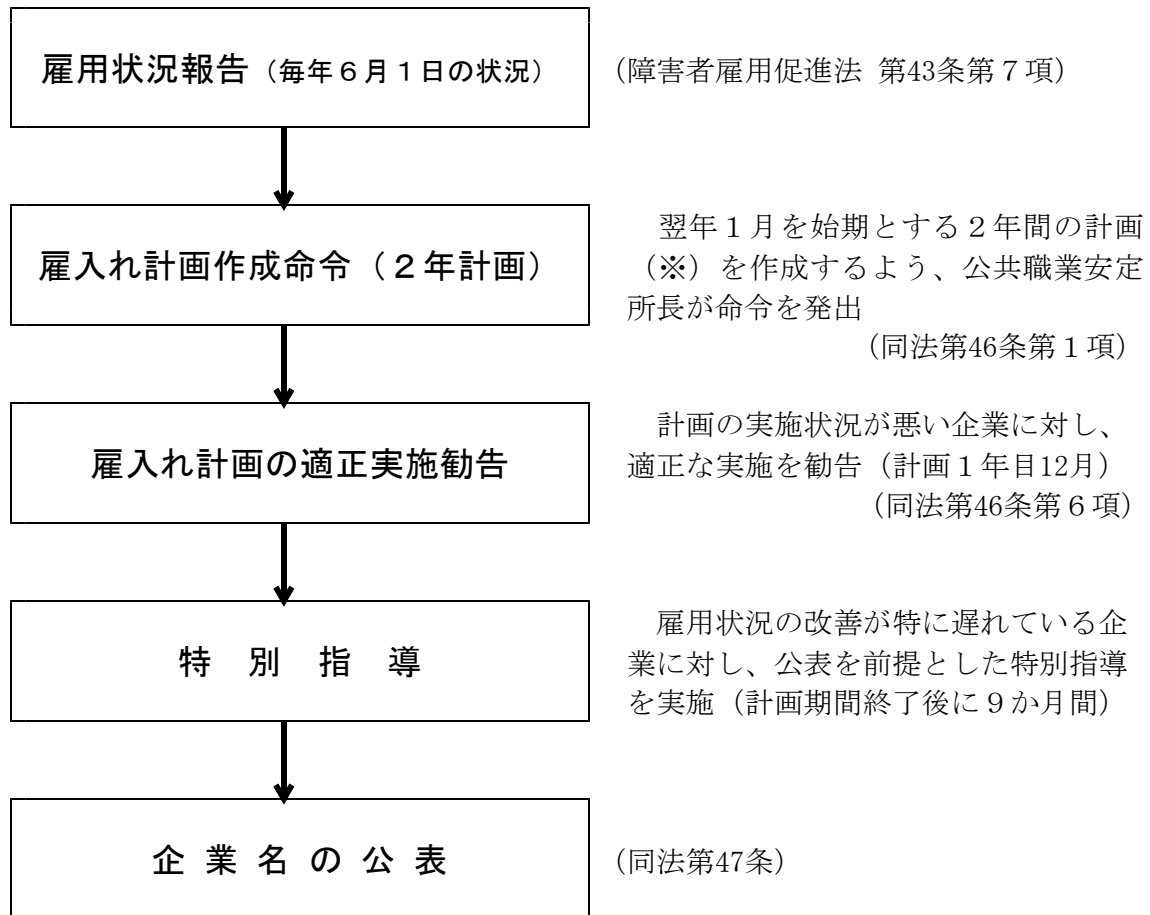
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕（全国）

○ 平成26年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	4 5 2 社
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	1 5 4 社
* 「特別指導」の実施	6 7 社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 6 4 0 社（26年度）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
 26年度 8社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。